

長期収載品の選定療養費について

長期収載品（後発医薬品がある先発医薬品）を患者様の希望で使用する際は、選定療養費として自己負担金額が発生します。

●対象となる医薬品

- ・外来の院外処方、院内処方
- ・後発医薬品が発売され、5年以上が経過した先発医薬品（準先発医薬品も含む）
- ・後発医薬品への置き換え率が50%以上を超える先発医薬品

●対象外となる場合

- ・医師が医療上の必要性があると判断し、長期収載品を処方した場合
- ・在庫状況等などにより後発医薬品の提供が困難な場合
- ・バイオ医薬品

●自己負担額について

- ・長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格の差額の4分の1
※別途消費税が課税されます。